



2020年9月24日

各 位

会 社 名 B A S E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 鶴 岡 裕 太
(コード番号:4477 東証マザーズ)
問 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 原 田 健
TEL. 03-6441-2075

海外募集による新株式発行に関するお知らせ

当社は、2020年9月24日開催の当社取締役会において、海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

■当社グループの概要と足下の状況について

当社グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、当社、連結子会社であるPAY株式会社及びBASE BANK株式会社の計3社で構成されております。

当社は、Eコマースプラットフォーム「BASE」を提供するBASE事業を、連結子会社であるPAY株式会社では、クレジットカード決済によるオンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY.ID」を提供するPAY事業を展開しております。また、同じく連結子会社であるBASE BANK株式会社では、「BASE」を利用するショップオーナーに対して事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」を中心としたその他事業を展開しております。

当社グループは、「BASE」を通じて、個人及びSMB層（Small and Medium Business）をエンパワーメントすることに、また、「PAY.JP」を通じて、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

当社グループでは、流通総額及び売上総利益（売上高から決済金額に応じて決済会社へ支払う決済手数料を控除した金額）の成長を重視した経営を行っております。

当社グループの主な収益は、BASE事業においては、BASEショップの決済金額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であり、PAY事業においては、PAY.JP加盟店の決済金額に対して発生する決済手数料であります。そのため収益の源泉である流通総額の最大化と、さらに提供するサービスの高付加価値化及び売上原価の低減により実現される売上総利益の最大化を目指しております。

当社グループの流通総額及び売上総利益について、2018年12月期実績（対前期比）で流通総額（決済ベース）成長率72.8%、売上総利益成長率135.4%、2019年12月期実績（対前期比）で流通総額（決済ベース）成長率65.2%、売上総利益成長率59.7%と高い成長を実現できております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費、消費者のEC移行、実店舗のオンラインシフトの加速等により、弊社を取り巻く環境が大きく変化しております。実店舗での売上が大幅に落ち込んでいるアパレルや食料品を販売する店舗のオンラインシフト、物産展等の催事の中止の影響を受けた食品卸業者や営業自粛をした飲食店のECショップ開設が増加しております。その結果、BASE事業におきましては、2020年12月期第2四半期の注文ベースの流通総額が31,071百万円と前年同期比+196.5%と大幅に事業が拡大しました。

■本海外募集の目的

上記のとおり、市場の急激な変化もあり、当社グループの事業規模は急速に拡大しております。

当社グループは、2019年10月の新規上場に伴う公募増資により調達した資金を用い、主力事業であるBASE事業の拡大に必要な広告宣伝費及び人件費等の積極的な事業投資を実行してまいりました。

広告宣伝費においては1,030,000千円（2020年12月期：510,000千円、2021年12月期：520,000千円）の使途計画に対し、2020年12月期第2四半期累計で469,565千円を充当、人件費及び採用費においては686,000千円（2020年12月期：210,000千円、2021年12月期：476,000千円）の使途計画に対し、2020年12月期第2四半期累計で80,449千円を充当、人員拡大に伴う本社オフィスの増床に係る賃料においては222,000千円（2020年12月期：111,000千円、2021年12月期：111,000千円）の使途計画に対し、2020年12月期第2四半期累計で35,780千円を充当しております。なお、広告宣伝費におきましては、足下の市場の急激な変化による大幅な広告効率の改善を背景に、計画を前倒して投資を実行しております。

本海外募集は、急速に拡大しつつあるSMB層のEC市場と弊社の事業規模に対して、事業投資を加速することで、当社グループの企業価値及び株主価値を向上させることを目的としております。本海外募集においては、Accelerated Book Building (ABB) と呼ばれる手法を選択しており、マーケットインパクトを極小化しつつ、株式流動性の向上及び機関投資家層のさらなる拡大が期待できると考えております。

■調達資金の使途

本海外募集における調達資金の主な使途は以下の4点となります。

① BASE事業の流通総額成長を加速させるための広告宣伝費

昨今の急速な消費者のEC移行や実店舗のオンラインシフトの加速等により、当社が想定していた個人及びSMB層のEC市場のポテンシャルが拡大しております。当社としては、今がまさに投資の好機であると考えており、広告宣伝による投資を加速したいと考えております。

また、市場拡大の影響は当社だけではなく、競合他社にとっても同様であり、今後新規参入や競合の投資加速が進む可能性があるため、その前に当社がこの領域における地位を確立するという狙いもございます。

② プロダクト開発力の強化のための人件費及び採用費

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

当社では、より幅広いユーザーの利用を促進するための機能開発、拡張機能の強化や資金提供、キャッシュフローの早期化等、継続利用ショップの成長を支援するサービスを拡充し、競争力をより高めてまいりたいと思います。

当社グループでは開発力が重要であるとして、これまでもプロダクト開発に当たる従業員の採用と人件費に投資を行ってまいりました。直近では全従業員の6割に当たる88名がプロダクト開発に従事しております。今後、これまで以上にスピード感を持って機能提供を行っていくためには、高いスキルを持ったプロダクト人員の増強が必要であると考えており、この度の資金調達の使途とさせていただきますと考えております。

③ 流通総額拡大及びショップのキャッシュフロー早期化支援に伴う運転資金の増加への充当

足下の急速な流通総額の拡大により、2020年12月期第2四半期末の未収入金は4,328百万円と、前期末の2,804百万円と比較して大幅に運転資金が増加しております。当社グループでは、投資を加速することにより、今後も流通総額を拡大させる方針であるため、運転資金も同様に増加していくことが見込まれます。加えて、引出期間を短縮する「お急ぎ振込」などのショップのキャッシュフローを改善するサービスを提供しており、これらのサービスが普及した場合、流通総額の拡大に伴う未収入金が増加する一方、営業未払金等が減少することも想定されます。今後より機動的な企業経営を行っていくに当たり、本海外募集により調達した資金を一部運転資金に充当したいと考えております。

また、当社グループ連結の資本構成を考慮した場合、これらの運転資金の増加に対しては、株式による調達のみではなく、負債によって調達した資金も充当することが重要であると考えております。なお、当社は2020年8月31日を契約締結日として、国内大手銀行4行から総額45億円の借入枠を確保しております。

④ M&A 及び資本業務提携

②「プロダクト開発力の強化のための人件費及び採用費」でも挙げたとおり、今後はより利便性の高い機能やサービスの提供が必要となってまいります。全てを内製で開発するのではなく、外部との連携の強化・拡大によって、より効率的に利便性の高い機能やサービスの提供を実現してまいります。

現段階においては、出資を伴う連携は行っておりませんが、すでに多方面の企業と業務提携を行っており、今後連携をより広く・深く行うにあたって、資本提携は有効な手段であると考えております。

また、機能強化のみならず、内部成長による連続的な成長では実現できない事業の拡大を実現するためにも外部出資を活用してまいりたいと考えております。

記

海外募集による新株式発行

(1) 募集株式の 当社普通株式 1,200,000 株
種類及び数

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2020 年 9 月 24 日（木）から 2020 年 9 月 25 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社兼共同ブックランナーとする引受人（以下「引受人」という。）が上記（1）記載の全株式を買取引受けし、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）において、引受人の海外関係証券業者を通じてその募集を行う。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人により当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 払込期日 2020 年 10 月 9 日（金）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 発行価格（募集価格）、払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 CEO に一任する。

<ご参考>

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（2020 年 8 月 31 日現在）	20,447,000 株
新株式発行による増加株式数	1,200,000 株
新株式発行後の発行済株式総数	21,647,000 株

（注）当社は、新株予約権を発行しているため、2020 年 9 月 1 日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれておりません。

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

今回の新株式発行による差引手取概算額約 11,855 百万円については、以下に充当することを予定しております。

- 1 広告宣伝費として 2022 年 6 月までに 4,103 百万円
- 2 人件費及び採用費として 2022 年 12 月までに 2,036 百万円
- 3 増加運転資金として 2022 年 6 月までに 3,104 百万円
- 4 M&A 及び資本業務提携のための資金として 2021 年 12 月までに 2,612 百万円

上記 1 及び 2 の資金使途につきましては、2019 年 10 月の公募増資（新規上場時）の調達資金を優先的に充当し、不足分について今回の新株式発行による調達資金を充当する予定です。

上記 4 の資金使途について、上記支出予定期間中に上記金額分の M&A 及び資本業務提携を実施しなかった場合、残額分については人件費及び採用費に充当する予定であります。

なお、差引手取概算額は、2020 年 9 月 23 日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行による当社の 2020 年 12 月期の連結業績に与える影響は軽微であります、開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討していく方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化、競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための資金として、有効に活用する方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年 1 回を基本的な方針としておりますが、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

当社は、過去3決算期間において、配当を行っておりません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の新株式発行後の発行済株式総数（21,647,000株）に対する潜在株式数（下記の交付株式残数）の比率は8.0%となる見込みであります。

（注）下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。
新株予約権（ストックオプション）の付与状況（2020年8月31日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
2014年10月30日	158,800株	70円	35円	自 2016年10月31日 至 2024年10月30日
2015年9月30日	170,000株	70円	35円	自 2017年10月1日 至 2025年9月30日
2017年11月30日	106,000株	70円	35円	自 2017年12月1日 至 2027年11月30日
2017年12月14日	1,048,400株	70円	35円	自 2019年12月15日 至 2027年12月14日
2018年3月30日	170,400株	70円	35円	自 2020年3月31日 至 2028年3月30日
2019年2月27日	78,000株	70円	35円	自 2021年2月28日 至 2029年2月27日
2019年3月14日	5,200株	70円	35円	自 2021年3月15日 至 2029年3月14日

（注）当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は、当該分割後の内容を記載しております。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
2019年10月24日	628,426千円	1,639,895千円	1,580,777千円	(注) 1
2019年11月27日	1,271,283千円	2,275,537千円	2,216,418千円	(注) 2

（注）1 新規上場時有害一般募集増資による新株式の発行

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

2 オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
始 値	—	—	1,210円	1,715円
高 値	—	—	1,967円	11,690円
安 値	—	—	1,169円	774円
終 値	—	—	1,755円	11,360円
株価収益率	—	—	(一)倍	(一)倍

(注) 1 当社株式は、2019年10月25日をもって東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

2 2020年12月期の株価については、2020年9月23日現在で表示しております。

3 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2019年12月期については連結当期純損失を計上しているため、また、2020年12月期については未確定のため、いずれも記載していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

今回の新株式発行に関連して、当社株主である鶴岡裕太は、大和証券株式会社に対し、今回の新株式発行に係る発行価格等決定日に始まり、今回の新株式発行に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、今回の新株式発行、株式分割、当社のインセンティブプランによる新株式発行等（譲渡制限付株式報酬制度にかかわる譲渡制限付株式の発行を含む。）、新株予約権の行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(5) 株券貸借に関する契約

今回の新株式発行に関連して、大和証券株式会社と当社の株主である鶴岡裕太との間で、株式貸借契約を締結し、鶴岡裕太は保有する株式の一部を大和証券株式会社に対して貸し付けるとのことです。大和証券株式会社は、実質的な決済期間短縮化の機会提供を目的として、発行価

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

格等決定日以降に、今回の新株式発行における当社の株式の配分先に対して、配分株式数を上限に、当該株式の貸付を行う可能性があります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。